

秋田県野球協会審判部規程細則

第 1 条 この細則は審判部規程第 21 条にもとづき、審判部運営について必要な事項を定める。

第 2 条 審判部に専門委員会として、総務委員会、派遣委員会、技術指導委員会を設置し、各委員会にそれぞれ役員を配置する。その任務は次のとおりとする。

- (1) 総務委員会は審判部規程・規程細則・内規等の改廃及び庶務に関すること。
 - (2) 派遣委員会は各種大会への審判員の派遣計画の策定及びその推進に当たる。
 - (3) 技術指導委員会は野球規則の掌握・研究・周知及び技術研修の計画立案、並びにその推進に当たる。
- また、技術指導・伝達のため下部組織として技術指導員を配置するものとする。
- (4) 上記の定めのない事項については、別に審判部長の定めるところによる。

第 3 条 審判員の派遣については、県野球協会加盟団体（県野球連盟、県大学野球連盟、県軟式野球連盟、県高等学校野球連盟、県中学校体育連盟野球専門部）が主催する大会を優先し、その他の派遣要請については支障のない範囲で協力する。

- 2 県野球協会加盟団体が主催する大会のうち、別に定める公式大会を担当する審判員の上限年齢を 65 才とする。
 - 3 4 月 1 日から 3 月 31 日までに 65 才の誕生日を迎えた者は、その年度の公式大会を担当することは出来る。
 - 4 別に定める公式大会とは次のとおりとする。
 - (1) 社会人野球：春季県大会、都市対抗野球第 1 次県大会、クラブ対抗県大会
日本選手権県大会兼秋季大会
 - (2) 大学野球：北東北地区大学野球リーグ戦
 - (3) 軟式野球：天皇杯全日本軟式野球県大会、県民体育大会兼国民体育大会
一般軟式野球県大会（成年 1 部）（成年 2 部）
 - (4) 高校野球：春季東北地区高校野球大会、全国高校野球選手権秋田大会
秋季東北地区高校野球県大会
 - (5) 中学校野球：春季中学校野球大会、全県少年野球大会
- ただし、各地区大会における公式試合は各支部の実情に応じ派遣（割当）できるよう年齢制限を設けないものとする。

第 4 条 審判責任者は、試合中に紛争が生じた場合、直ちにその経緯を審判部長に報告しなければならない。

- 第 5 条 審判講習会は技術向上を図るため、原則として 4 月に開催する。
2 支部が実施する審判講習会には要請に応じ、審判部長が講師を派遣する。

- 第 6 条 審判部規程第 7 条に定める支部は次の地区とする。今後、合併等による支部再編については状況を見ながら役員会において検討する。

1 鹿 角	鹿角市、小坂町
2 大 館	大館市
3 北 秋 田	北秋田市、上小阿仁村
4 能 代	能代市、旧二ツ井町
5 山 本	三種町、藤里町、八峰町
6 男 鹿	男鹿市
7 南秋潟上	五城目町、井川町、八郎潟町、潟上市、大潟村
8 秋 田	秋田市
9 本荘由利	由利本荘市、にかほ市
10 大 曲	旧大曲市、美郷町、旧仙北町
11 仙 北 西	旧神岡町、旧南外村、旧西仙北町、旧協和町
12 北 仙 北	旧角館町、旧田沢湖町、旧西木村、旧太田町、旧中仙町
13 横 手	横手市、旧山内村
14 平 鹿	旧十文字町、旧増田町、旧平鹿町、旧大森町、旧大雄村、 旧雄物川町
15 湯 沢	湯沢市（旧雄勝町、旧稻川町、旧皆瀬村を除く）
16 雄 勝	旧雄勝町、羽後町、旧稻川町、東成瀬村、旧皆瀬村

第 7 条 登録について

- (1) 登録の手続き
所属支部は、当該支部か勤務地支部のいずれかの所属とする。
ただし、在職中勤務地支部で登録した場合は、本人が異動手続きを申請しない限り、退職後も当初の登録支部とする。
- (2) 所属審判員の登録事項に異動を生じたときは、支部長は県審判部にその旨を届け出ると同時に、異動に伴う相手支部に連絡をしなければならない。
- (3) 支部は、新年度所属審判員数及び審判員名簿を毎年 1 月末日までに県審判部に提出しなければならない。
なお、報告された人数は新年度の会費並びにライセンス登録に反映される。

- 第 8 条 登録料は年額 1, 500 円とし、所属支部を経て 4 月 30 日まで県審判部事務局に納入するものとする。
- 2 新規登録者は、認定後すみやかに登録料及び必要な費用を納入しなければならない。
 - 3 前項の必要な費用とは、公認証、バッジ、ワッペン等の費用をいう。
 - 4 登録料の改正については、総会の承認を得なければならない。

- 第 9 条 支部役員は支部において選出し、審判部長に報告する。任期は 2 年とする。
- 2 支部長はその支部を代表し、支部の統轄と運営にあたり、支部役員は支部の事業を担当する。
 - 3 支部は、審判員相互の協調と審判部規程第 2 条の目的達成のため、隨時会議を開催するものとする。
 - 4 支部長は、支部内における試合中に紛争が生じた場合、直ちにその経緯を審判部長に報告しなければならない。

- 第 10 条 各連盟が主催する講習会等（試合）に参加する派遣審判員に対する旅費は、次により支給する。
- (1) 交通費 実費とする。
 - (2) 日 当 会期中 1 日 1, 000 円
 - (3) 会期中の宿泊補助 1 泊に付き 5, 000 円
- 2 主催する連盟より旅費が支給される場合は、この規程にしたがい差額分について支給する。
 - 3 審判部が主催する会議（役員会・監査会・事務局長会議・高校選手権及び全県中学校割当）の出席者に対して、次により旅費を支給する。
 - (1) 交通費 秋田駅を起点とし、1 kmにつき 30 円とする。
 - (2) 宿泊費 実費とする。
 - (3) 最低交通費を 1, 000 円とする。
 - 4 旅費の支給は、県審判部長の承認を得て支給される。
 - 5 この規程によらない旅費等については、理事会の協議により決定する。

- 第 11 条 審判部長は、次に該当する者を表彰する。
- (1) 審判員の資格取得後 20 年を経て引き続き審判員として活躍し、かつ社会人として優良である者
 - (2) 審判部の運営、審判員の育成に特別の功績があった者
 - (3) 審判部県本部役員として永年努め、審判部の運営に功績があった者
 - (4) 審判部の事業遂行上顕著な功績があった者

- 2 前項1号の表彰にあたっては、審判部長の推薦により常任理事会で審査決定する。
- 3 第1項第2号及び第3号の表彰にあたっては、審判部長の推薦により常任理事会で審査決定する。
- 4 第1項第4号に該当する者は、所属支部長の推薦により常任理事会で審査決定し、感謝状を贈呈する。ただし、該当者は審判員に限るものとする。
- 5 第1項第1号の「審判員として活躍し」の基準は次のとおりとする。
 - (1) 県本部または支部の各割当てをおおむね消化している者
 - (2) 県本部または支部の役員もしくは役員に準ずる任務を負っている者

附 則

この細則は、昭和56年4月1日より適用する。

付 記

昭和58年 3月20日	一部改正（第8条）
昭和59年 3月20日	一部改正（第8条）
昭和62年 3月22日	一部改正（第8条）
昭和62年10月31日	一部改正（第11条）
平成元年 2月 1日	一部改正（第10条）
平成元年 2月26日	一部改正（第11条）
平成2年 5月 3日	一部改正（第3条）
平成6年 2月 1日	一部改正（第3条）
平成7年 2月12日	一部改正（第10条）
平成12年 4月 1日	一部改正（第3条）
平成18年 4月 1日	一部改正（第3条、第6条）
平成20年 4月 1日	一部改正（第3条、第6条）
平成22年 3月 6日	一部改正（第2条及び各条文の表記の変更）
平成24年 3月 3日	一部改正（第2条第3項（改正）及び第10条第3項（削除））
平成25年 3月 9日	一部改正（第3条但し書き及び第10条第3項）
平成28年 3月 5日	一部改正（第6条及び第8条第1項）
平成30年 3月 3日	一部改正（第7条）
令和2年 4月11日	一部改正（第6条）
令和4年 3月 5日	一部改正（第3条第2項及び第3項）